資料　４

基幹相談支援センターの設置について（案）
（地域生活支援拠点等の整備）

熊本市障がい者サポーター制度
シンボルマーク

平成29年5月26日

熊本市 健康福祉局 障がい者支援部

障がい保健福祉課

【現状と課題】

◆　施設等入所から地域生活への移行が叫ばれる中、障がい者の高齢化や障がいの重度化、親亡き後への不安等の課題を解決し、障がい者が地域で安心して暮らすためには、身近な**相談支援体制の充実**が重要である。

◆　平成28年熊本地震発生時において、在宅障がい者の物資の確保や避難所での生活の困難さに関する報告を多数受けており、こうした大規模災害等の緊急時には、障がい福祉の関係機関のみならず、**地域による支援が不可欠**である。

◆　国が示す地域共生社会※1の実現に向けた取組を進めていくには、基幹相談支援センターを障がい分野の窓口として位置付け、「地域包括支援センター（ささえりあ）」や「まちづくりセンター」等と連携しながら、**地域に根ざした支援**を進めていく必要がある。

⇒　地域の障がい福祉の中核として、基幹相談支援センターが指定相談支援事業所への助言・指導や地域の関係機関との連携体制の構築等を実施する上で、**十分な実務経験や資格等を有する人材の配置が不可欠**である。

※1　制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

【達成目標と具体的な取組】

（1）目標（障がい者プランより）

住み慣れた家や地域の中で障がいのある人が安心して生活を送るために、身近なところで相談や支援が受けられるよう、窓口機能の充実と連携の強化を図る。

＜地域生活支援拠点等の整備＞

- 障がいのある人の高齢化や障がいの重度化、親亡き後を見据え、地域における居住支援の機能（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入れ・対応、地域の体制づくりなど）の強化に取り組む。

（2）具体的な取り組み

- 現在の**熊本市障がい者相談支援センター（委託）に地域との連携強化の機能を付加した基幹相談支援センターを設置**する。

＜機能強化内容（案）＞

① 地域生活支援拠点におけるコーディネートを行う人材を配置

② 相談支援従事者の人材育成機能を強化

③ 地域の関係機関の連携強化に向けた取り組みの充実

- 熊本市障がい福祉計画（第５期）の中で、平成32年度末までに整備する「地域生活支援拠点等の整備」の相談支援機能の中核的な役割として位置づける予定。

◆熊本市の地域生活支援拠点等整備のイメージ

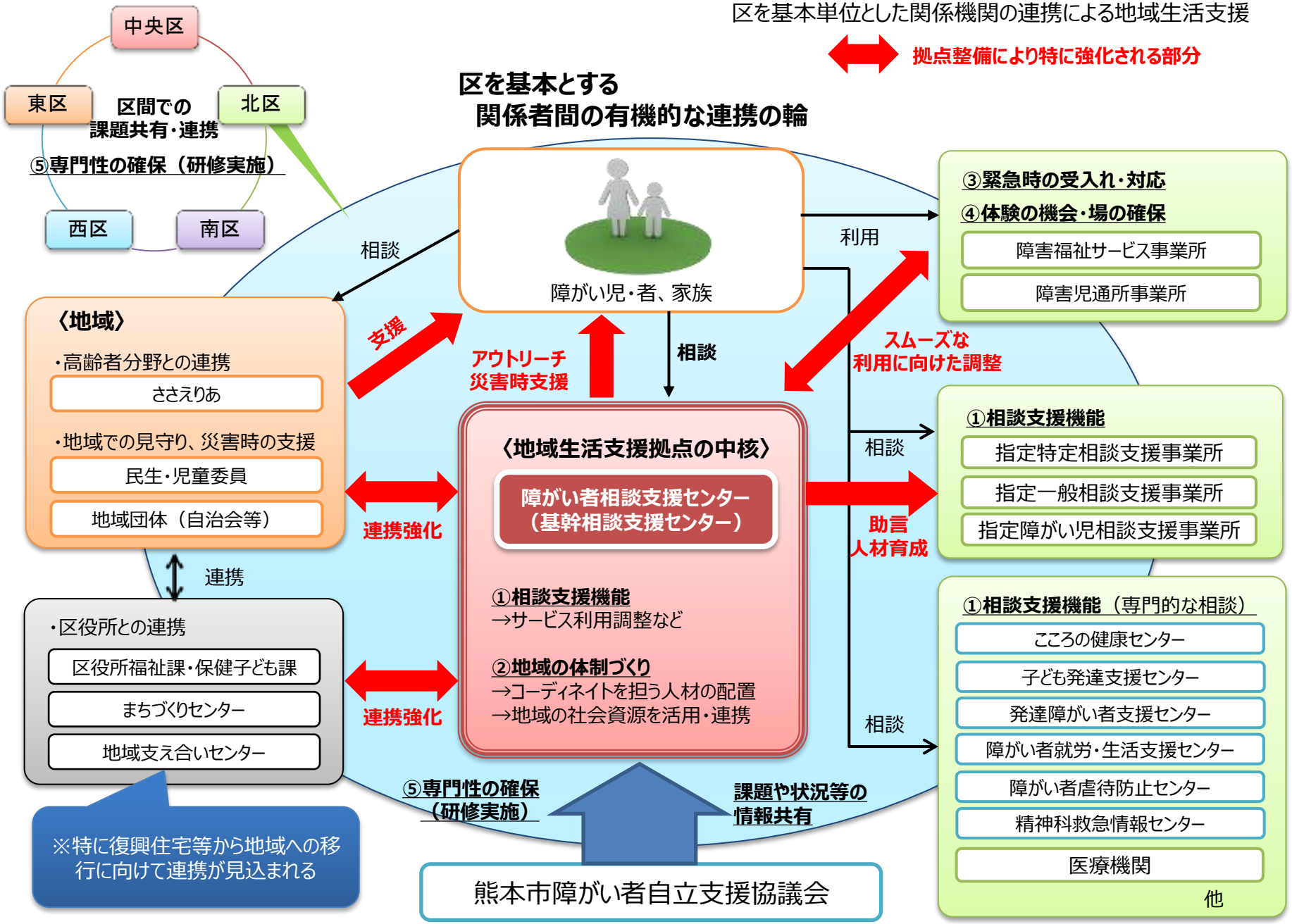

◆熊本市の地域生活支援拠点整備の考え方

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>27年度</th><th>28年度</th><th>29年度</th><th>30年度</th><th>31年度</th><th>32年度</th></tr>
<tr><td colspan="2">熊本市
障がい福祉計画</td><td colspan="3">◆障がい福祉計画（第4期）
←→
（数値目標）
地域生活支援拠点等の整備
⇒29年度末までに1箇所を整備</td><td colspan="3">◆障がい福祉計画（第5期）
←→
（数値目標）
地域生活支援拠点等の整備
⇒32年度末までに少なくとも1箇所を整備
※国の基本方針に合わせて策定予定。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">地域生活支援拠点等の整備</td><td>①相談支援機能</td><td colspan="3">■熊本市障がい者相談支援センター
（委託相談支援事業所）
市内に９箇所設置（3年契約）</td><td colspan="3" rowspan="5">■熊本市障がい者相談支援センター
（基幹型相談支援センター）
市内に９箇所設置（6年契約）
※29年度公募

⇒　基幹型相談支援センターの設置により既存の各区の相談支援機能①を充実させる。

熊本市障がい者自立支援協議会において地域の体制づくり等（②～⑤）の拠点の整備に必要な機能の検討を進める。</td></tr>
<tr><td>②地域の体制づくり</td><td colspan="3" rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>③緊急時の受入対応</td></tr>
<tr><td>④体験の機会、場の確保</td></tr>
<tr><td>⑤専門性の確保</td></tr>
</table>

【取組の概要】

（1）背景

本市では、障がいのある方が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、各種の相談や必要な支援を行う「熊本市障がい者相談支援事業」を実施している。

平成26年度までは、15箇所の事業所が市から補助を受け、障がい福祉に関する各種相談に応じ、情報の提供や助言、福祉サービス利用援助等の必要な支援を行っていた。

平成27年度からは、区ごとの適正配置及び地域の総合相談窓口としての機能強化の観点から事業再編を行い、公募による委託方式で市内9箇所に「熊本市障がい者相談支援センター」を開所している。

（2）熊本市障がい者相談支援センター

圏域	名称	受託者	住所
中央１	いんくる	特定非営利活動法人　自立生活センター　ヒューマンネットワーク熊本	中央区南坪井町10番11号
中央２	ウィズ	一般財団法人　杏仁会	中央区新大江3丁目20番3号
東１	青空	社会福祉法人　ライン工房	東区長嶺西3丁目1番35号
東２	きらり	社会福祉法人　熊本市社会福祉事業団	東区尾ノ上1丁目16番21号
西	光	社会福祉法人　熊本県コロニー協会	西区春日1丁目3番18号
南１	じょうなん	社会福祉法人　慶信会	南区出仲間6丁目1番1号
南２	絆	社会福祉法人　恵春会	南区城南町沈目1502番地
北１	アシスト	医療法人　佐藤会	北区龍田町弓削704番地2
北２	なでしこ	医療法人　横田会	北区下硯川町480番地1

【基幹相談支援センターの設置】

（１）業務内容

■現在の委託業務（H27～29）

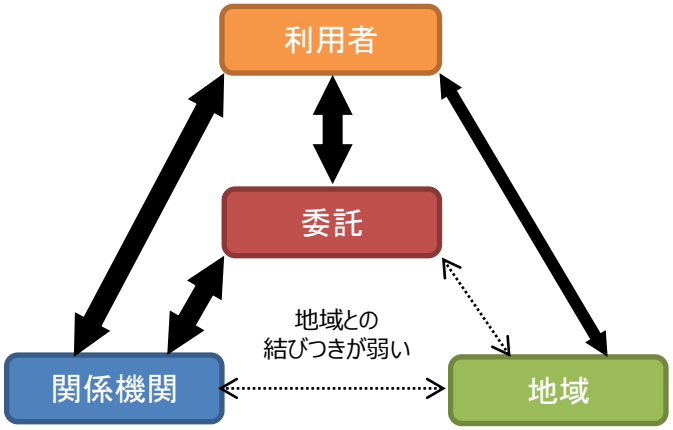

＜相談員業務＞

① 福祉サービスの利用援助に関すること。

② 社会資源を活用するための支援に関すること。

③ 社会生活力を高めるための支援に関すること。

④ ピアカウンセリングに関すること。

⑤ 権利の擁護のために必要な援助に関すること。

⑥ 専門機関の紹介に関すること。

⑦ 虐待の防止及び早期発見のための情報収集、関係機関との連絡調整及び対応協力に関すること。

⑧ アウトリーチに関すること。

⑨ 市長が必要と認めるもの

＜相談支援機能強化員業務＞

⑩ 専門的な知識を必要とする困難ケース等への対応に関すること。

⑪ 熊本市障がい者自立支援協議会において総合的に課題を集約し、既存の社会資源を地域ニーズに合わせて改善又は新たに開発することに向けた取組みに関すること。

⑫ 区毎の障がい福祉ネットワーク会議の開催及び運営に関すること。

⑬ 担当区域内の指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者に対する後方支援に関すること。

※下線：
H27委託化により
追加した業務

■基幹相談支援センター業務（H30～）

※　下線：H30～追加予定

＜障がい者相談支援事業＞

① 福祉サービスの利用援助に関すること。

② 社会資源を活用するための支援に関すること。

③ 社会生活力を高めるための支援に関すること。

④ ピアカウンセリングに関すること。

⑤ 権利の擁護のために必要な援助に関すること。

⑥ 専門機関の紹介に関すること。

⑦ 虐待の防止及び早期発見のための情報収集、関係機関との連絡調整及び対応協力に関すること。

⑧ アウトリーチに関すること。

⑨ 障がい者への差別的取り扱いに関する相談に関すること。

＜相談支援機能強化事業＞

⑩ 専門的な知識を必要とする困難ケース等への対応に関すること。

⑪ 熊本市障がい者自立支援協議会において総合的に課題を集約し、既存の社会資源を地域ニーズに合わせて改善又は新たに開発することに向けた取組みに関すること。

⑫ 区毎の障がい福祉ネットワーク会議の開催及び運営に関すること。

⑬ 担当区域内の指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者に対する後方支援及び相談支援専門員の人材育成に関すること。

＜地域支援事業（仮）＞

⑭ 地域における障がい福祉に関する各種情報の収集・提供及び様々な関係機関とのネットワークの構築に関すること。

⑮ 地域における障がい者差別の解消や障がい者理解の促進に向けた取り組みに関すること。

⑯ 災害時における障がい者への支援への協力に関すること。

⑰ 地域生活支援拠点等の運用に関すること。

⑱ 市長が必要と認めるもの。

■地域支援事業（仮）の主な内容

⑭　地域における障がい福祉に関する各種情報の収集・提供及び様々な関係機関とのネットワークの構築に関すること。

・地域で活用可能な機関や団体の把握に努める。

・地域包括支援センターや民生委員・児童委員、その他地域の関係機関との連携を図る。

・支援を必要とする障がい者を見出し、相談や適切な支援に繋げる。

⑮　地域における障がい者差別の解消や障がい者理解の促進に向けた取り組みに関すること。

・障害者差別解消法に関する広報及び啓発活動を実施する。

・障がい者理解（障がい者サポーター制度等）に関する広報及び啓発活動、研修等を実施する。

⑯　災害時における障がい者への支援への協力に関すること。

・平成28年熊本地震を踏まえ、障がい者への物資提供や避難支援、安否確認等の支援を地域の関係機関と連携して行う。

⑰　地域生活支援拠点等の運用に関すること。

＜地域の体制づくり＞

・地域生活支援拠点の中核として、地域（区を基本）における障害福祉サービス事業所等をはじめとする地域の社会資源（医療機関、公的機関や各種制度）を活用しながら、連携を強化すること等により、障がい者が地域で安心して暮らすための機能を更に充実させる。

＜その他必要な機能＞

・地域生活支援拠点等に必要と認められた機能（平成32年度までに障がい者自立支援協議会で協議）

（２）人員配置

■現在（委託：27～29年度）

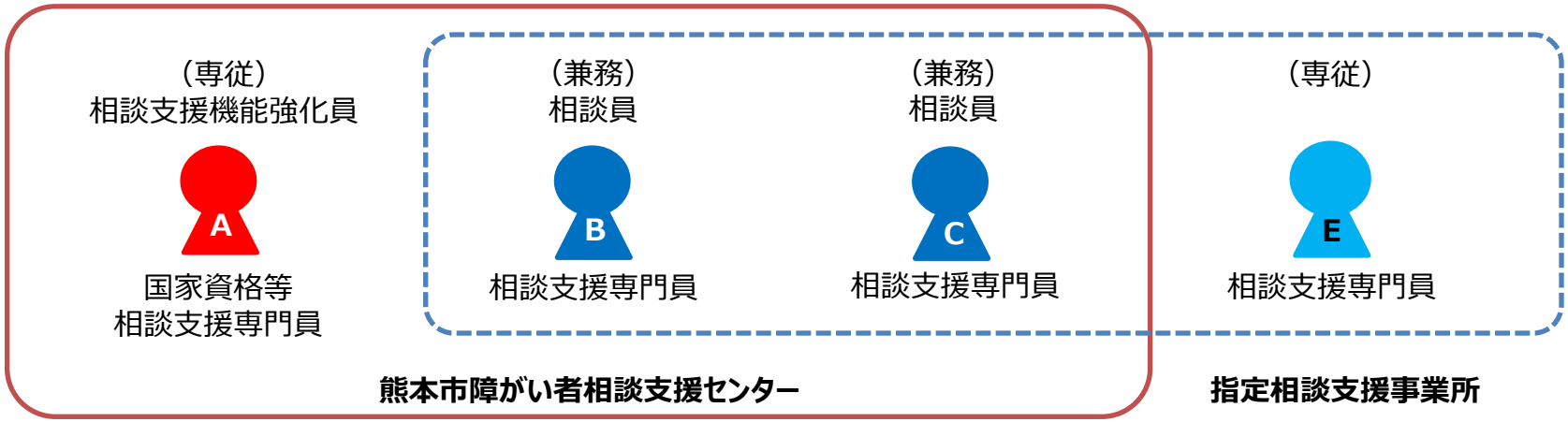

■基幹型（委託：30年度～）

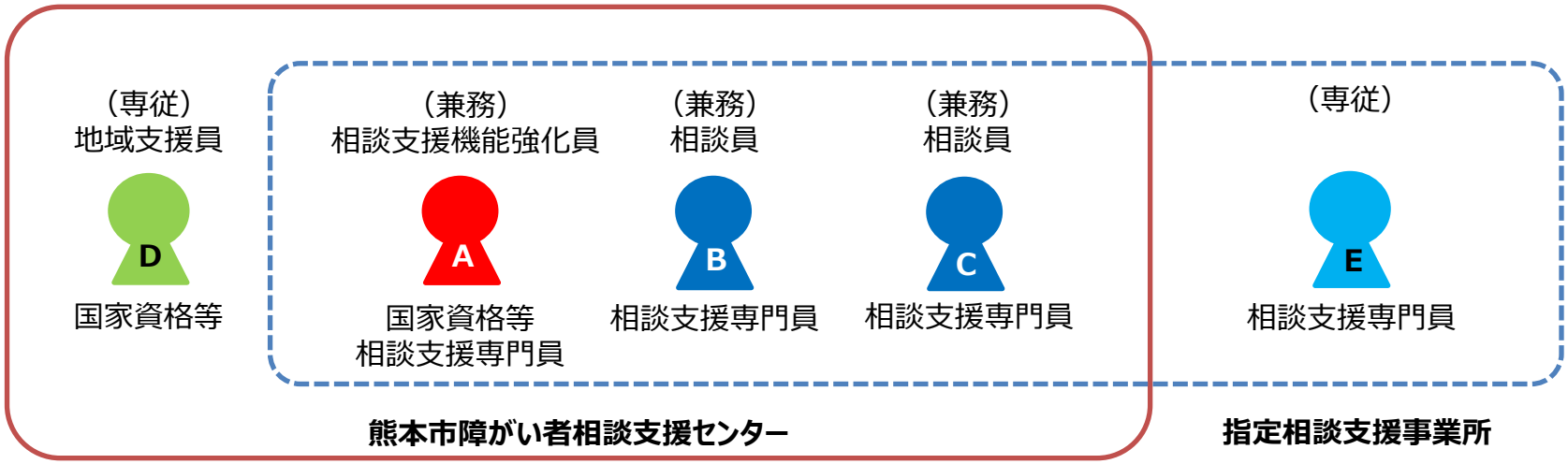

① 相談支援機能強化員

ア．要件

＜配　　置＞　1名（常勤・専従）

＜資格要件＞・相談支援専門員かつ社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、介護支援専門員等

・相談支援業務の実務経験が通算３年以上

イ．実施業務

業務内容①～⑬の実施（全体の進行管理、総括を行う。支障がない範囲で⑭～も実施可能）

現在（委託：27～29年度）

相談支援機能強化員業務

相談員業務

必須業務

※支障がない範囲で実施可能

基幹型（委託：30年度以降）

センター全体の進行管理及び総括

障がい者相談支援事業 ①～⑨

相談支援機能強化事業 ⑩～⑬

地域支援事業(仮) ⑭～⑰

必須業務

※支障がない範囲で実施可能

② 相談員

ア．要件

＜配　　置＞　2名（常勤・専従）
＜資格要件＞　相談支援専門員

イ．実施業務

業務内容①～⑬の実施

現在（委託：27～29年度）

必須業務

基幹型（委託：30年度以降）

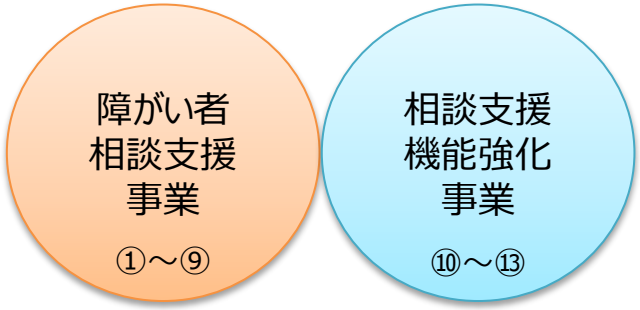

必須業務

③ 地域支援員

D

ア．要件

＜配　　置＞　1名（常勤・専従）

＜資格要件＞　社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、介護支援専門員等　　※要検討※

イ．実施業務

業務内容⑭～　の実施（支障がない範囲で①～⑬も実施可能）

※相談支援機能強化員との連携が必要

現在（委託：27～29年度）

なし

基幹型（委託：30年度以降）

必須業務

※支障がない範囲で実施可能

地域支援事業の実施にあたっては、相談支援機能強化員とも連携をしながら進めていく必要がある。

■地域支援員のイメージ

- 地域における様々な関係者（地域包括支援センター、民生・児童委員、町内自治会等）とのネットワーク構築を図る。
- 地域において支援を必要とする障がい者を見出し、相談につなげる。
- 地域住民の障がい者への理解を深め、当事者と地域の相互理解を図る。
- 地域と関係機関、当事者と地域をつなぐ役割を担う。
- 災害時の緊急対応（安否確認等）

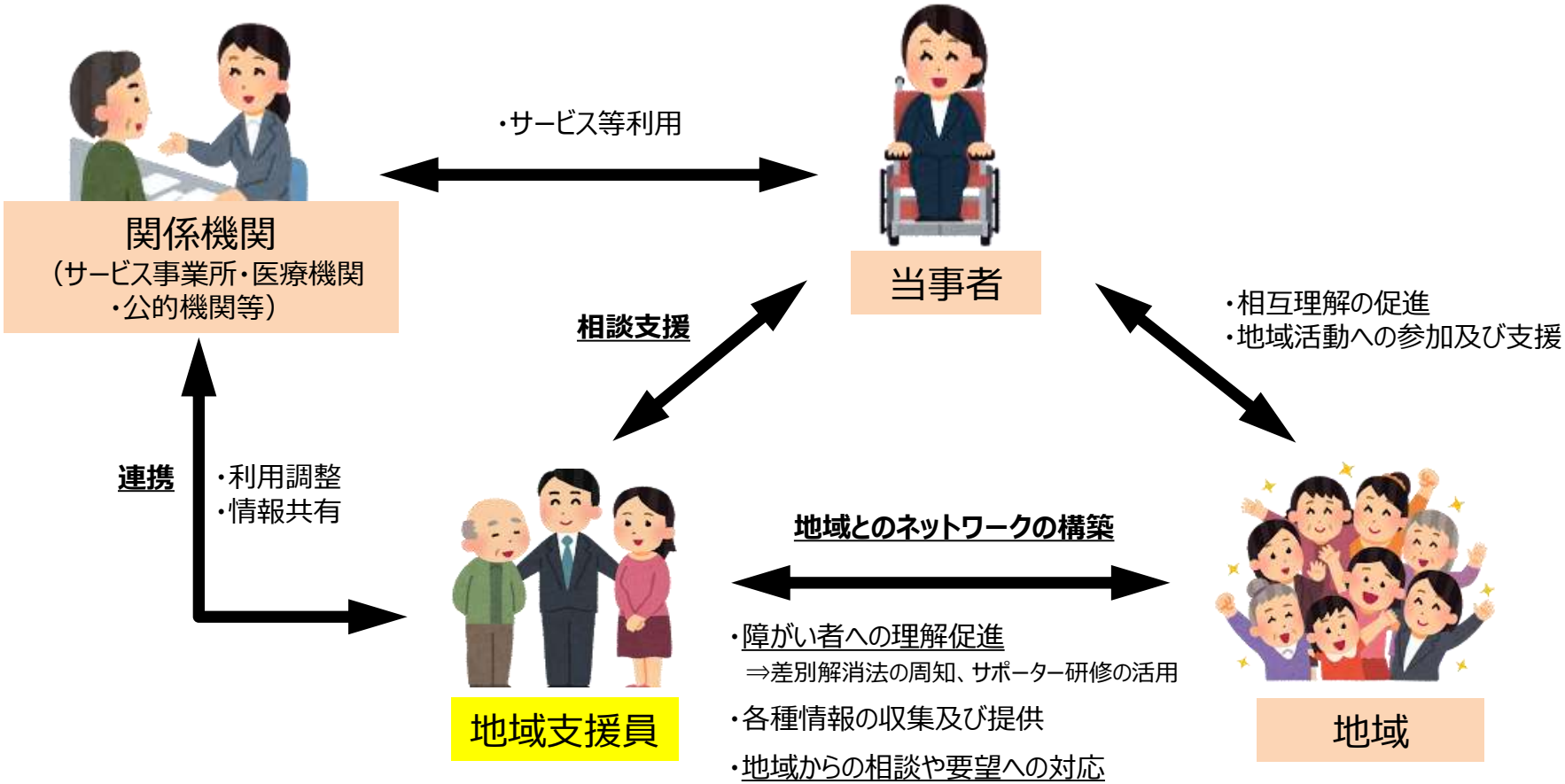

■指定相談支援事業所業務との兼務について

① 相談支援機能強化員 及び 相談員

- 業務に支障がない範囲で、指定相談支援事業所業務（管理者、計画相談支援、地域相談支援）との兼務は可能とする。
- ただし、計画相談支援、地域相談支援の実施は1事業所あたり50件までとする。
- 既に事業所が契約している計画相談の制限件数を超える分については、平成30年4月1日までの自事業所または他事業所への引き継ぎが困難であることから、経過期間を設ける必要がある。

② 地域支援員

他業務との兼務は不可とする。

＜変更点＞
(1) 相談支援機能強化員の兼務を可能とする。（相談員はこれまでどおり兼務可能）
(2) 計画相談支援及び地域相談支援の実施制限方法を変更。
相談員1名あたり担当数 20件 ⇒ 1事業所あたり担当数 50件

＜参考（現状）＞

当初は、計画相談支援等の制限の経過期間をＨ27年4月から2年以内としていたが、震災の影響により制限自体を撤廃。

※ 現在の計画相談保有件数（相談員）H29.3月現在

中央１	中央２	東１	東２	西	南１	南２	北１	北２
90	90	50	36	70	200	80	55	150

（３）運営体制

①　契約期間

福祉計画の期間に対応するために3年単位で検討（参考：地域包括支援センター契約期間　6年間）

○ **6年間**

メリット　：事業者変更による利用者への影響少、中長期的な事業実施が可能、安定した運営

デメリット：人材の確保等に課題

× 3年間

メリット　：法改正等の業務への反映が柔軟

デメリット：事業者変更による市民への影響大、中長期的課題解決が困難

②　運営時間

現在、事業所毎に開所時間、夜間・休日の対応状況等が異なるため、次のとおり統一する。

◆基準開所日　　週5日以上（月曜日から金曜日のほか、土曜日または日曜日のいずれか）

※開設時間外においても、緊急時に連絡を取れるよう必要な措置を講じること。

◆基準開所時間　1日8時間以上

※緊急時の対応について

平成30年度の開所時点においては、24時間相談受付は行わないこととする。ただし、地域生活支援拠点等の設置に関する議論において、 24時間相談が必要と認められた場合には措置を講じる可能性あり。

＜参考：地域包括支援センター＞

■基準開所日　：月曜日から金曜日のほか、土曜日または日曜日のいずれか

■基準開設時間：8時30分から17時30分まで

※　開設時間外においても、緊急時に連絡を取れるよう必要な措置を講じること。

【スケジュール】

年度	月	内容
H29年度	4月	
	5月	障がい者自立支援協議会での説明　※最終案の提示
	6月	9月補正予算要求準備
	7月	障がい者施策推進協議会での説明、サマーレビュー
	8月	
	9月	議会（補正予算）
	10月	公募 ↕
	11月	
	12月	事業所ヒアリング、選定委員会（外部審査）、受託候補者決定
	1月	開設準備 ↕
	2月	
	3月	契約締結
H30年度	4月	基幹相談支援センター設置（業務開始）

（参考）

基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※　平成２４年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。
また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。

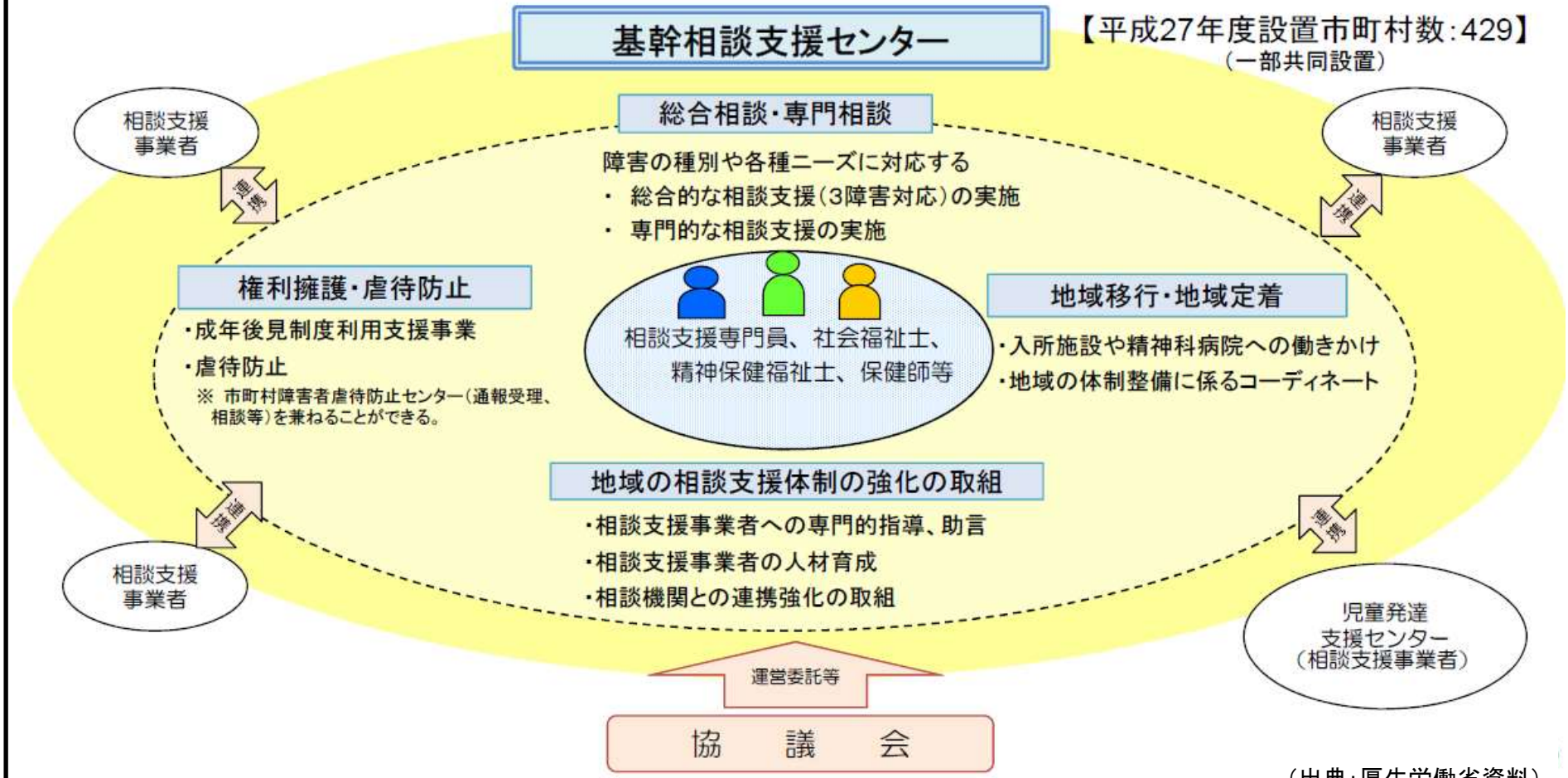

（出典：厚生労働省資料）